

## 品質保証体制の強化に向けたガイドラインの策定について

2018年6月22日

石油化学工業協会

石油化学工業協会におきましては、会員会社による品質に係わる不適切な事案を踏まえ、品質保証体制の強化及び再発防止のため、2018年2月15日に「品質保証に関するガイドラインWG（品質ガイドラインワーキンググループ）」を立上げ、ガイドラインの策定を検討してまいりました。

この度、3月度理事会並びに6月度三役会を経て、当協会としての「品質保証体制の強化に向けたガイドライン」を策定致しました。

当協会並びに会員会社と致しましては、本ガイドラインの内容を速やかに各社内にて周知徹底し、お客様をはじめ、関係各位の信頼回復に努めて参ります。

### [ ガイドライン(構成) ]

1. トップマネジメントによる品質保証体制の強化
2. 全社員(トップマネジメント層も含む)に対する品質保証に関する意識の徹底
3. 品質に関する不備・不適切な事案の発生防止
4. 不備・不適切な事案が発生した際の対応
5. 品質データの連携

以上

## 品質保証体制の強化に向けたガイドライン

石油化学工業協会会員会社及びグループ会社は、以下の品質保証体制の強化に向けたガイドラインを遵守し、適正かつ誠実な品質保証を実施する。

### 1. トップマネジメントによる品質保証体制の強化

会員会社及びグループ会社で統一された経営方針を策定し、社内外に向け、継続的なトップメッセージの発信を行う。

### 2. 全社員（トップマネジメント層も含む）に対する品質保証に関する意識の徹底

(1) 品質に係る法令・規制事項・お客様との契約・自社で決めた標準・ルールを明確化し、遵守する。

(2) 教育体系の整備を行い、社内外の教育資料を活用して、品質保証に係る教育・啓発活動を継続的に行う。

### 3. 品質に関する不備・不適切な事案の発生防止

#### (1) 品質保証体制の強化及び継続的改善

①品質保証部門は、製造・販売部門から独立した組織とし、品質を統括する役員を明確にする。

②販売部門、製造部門、技術部門などとの品質に関する情報共有を進め、各部門間の連携を強化する。

③トップマネジメントによる品質保証に関するレビュー（品質目標の有効性の向上等）を行うとともに、現場とトップマネジメント層との間で会議体等を設け、課題の共有・今後の継続的改善に向けた取り組みを推進する。

④社内の品質内部監査の充実、ISO9001等の第三者による監査等を通じて、自社のマネジメントシステムについて、定期的・客観的な評価を受け、改善を図る。

⑤公表された品質に関する不備・不適切な事案を社内で共有し、品質保証体制の強化を図るとともに、不備・不適切な行為を早期に発見できる品質保証体制を構築する。

⑥品質保証を担う人材の計画的な育成を図る。

#### (2) 試験検査・データの信頼性向上

①試験検査・データについて、お客様と取り決めた品質保証項目、試験検査法、記録等が実際の運用に合致している事を確認し、維持する。

②試験検査の実施から報告まで、データの信頼性を保証しているシステム（自動的に記録される仕組み等）の定期的な点検・整備を行う。

③手動など人手の介在がある試験検査やデータ管理については、以下に着目した対応を行う。

・試験検査要員に対する意識調査（品質監査レベルの確認、不適切な行為が行えない環境であるか等）及び品質保証教育を実施する。

・試験検査指示は、製造部門と独立した組織が行う。

・試験検査内容と試験検査指示が合致していることを確認する。

④記録が適正に保存されている事及びトレーサビリティが確保出来ている事を確認し、維持する。

#### 4. 不備・不適切な事案が発生した際の対応

##### (1) 関係者への迅速な報告

- ①不備・不適切な事案が発覚した際にはただちにトップマネジメントに報告し、合せて、適切な手段でお客様及び関係者（監督官庁並びに業界団体）への報告・周知を行い、対応を図る。
- ②品質に関する法令違反が判明した場合は監督官庁等にただちに報告し、対応を図る。

##### (2) 安全性検証

不備・不適切な事案が発生した場合、出荷製品の安全性を検証し、速やかに関係者に報告する。

#### 5. 品質データの連携

サプライチェーンにおける品質データの共有システム等について検討する。

以上